

急がれるわが国法人税率の引き下げ —主流は20%台—

ビジネス戦略研究センター 所長 藤井 英彦

1. はじめに

(イ) グローバル競争が一段と激化するなか、成長戦略の積極的な推進が求められている。とりわけ、今後、世界でも例を見ないスピードで少子高齢化が進行するわが国にとって、その重要性は極めて大きい。

そうした観点からみると、2007年1月、政府が閣議決定した「日本経済の進路と戦略について」は、成長戦略のフレームワークが明確に打ち出されており、まことに時宜を得たペーパーといえよう。主な方策をみると、イノベーションを通じて生産性を引き上げ、職業教育など再チャレンジ支援によって労働力の量の拡大と質の向上を目指す一方、ハイペースで成長するアジアをはじめ海外の成長力の活用も展望されている。例えば、対日直接投資についてみると、人、物、資金、文化、情報を引き付ける制度インフラの整備を進め、GDP比でみて投資残高を2005年の2.4%から5年後の2010年には5%規模へ倍増させるという具体的な目標が掲げられている。

(ロ) もっとも、国内市場の魅力を高め、外国企業の参入を促すことで新規雇用を創出したり、設備投資を増加させ、経済活力を強化しようとする成長戦略は、先進国と途上国とを問わず、多くの国々で積極的に推し進められている重要政策の一つであり、各国間で有力企業の誘致に向けた激しい制度間競争が繰り広げられている。その結果、国内市場の魅力を高めるための制度インフラの整備をどれほど行っても、それが諸外国に比べて見劣りする限り、所期の目的を達成することはできず、むしろ、より魅力的な市場へ国内企業が流出するなど、所期の目的と正反対の事態を招くことにもなりかねない。

そうしたなか、海外企業の誘致に向け、一段と注目が集まり各国間の競争が激しさを増している制度問題の一つが法人税率の引き下げである。無論、企業は進出先や投資先を決定するのに当たって政治的安定性や市場の成長性、事業コストの安さや採用する人材の良し悪し、さらに大学や研究機関をはじめとする研究開発レベルの高さなど、様々な要素を総合的に勘案する。そうした様々なファクターのなかで、法人税率は最重要項目の一つであり、企業が進出を決定する決め手となるケースも少なくない。

そうした情勢下、わが国では、少なくとも現状に即してみる限り、法人税率の引き下げを巡る議論は低調なものにとどまっている。その背景を整理すると、今後、医療や年金など社会保障制度を維持し、少子高齢化問題への対応を進めるためには、個人所得税や消費税の税負担、さらに社会保険料負担の増加が見込まれるなか、法人税率を引き下げるとは法人優遇の色彩が過度に強いという認識、加えて、それだけに政

治的にみても国民各層から広く支持を集めることは難しいという判断が指摘されよう。また、2006年7月に政府税制調査会がとりまとめた論点整理にみられる通り、法人税率はすでに他の先進諸国並みとなっており、引き下げる状況になく、当面、現状水準を維持することが適当とする認識がいまだに根強く残っている可能性もあろう。

しかし、それでよいのだろうか。現状を放置すれば、海外の成長力を活用するどころか、逆に国内企業の海外流出に拍車を掛け、「日本経済の進路と戦略について」で打ち出された成長戦略が画餅に帰す恐れはないか。こうした視点から、本稿では各国の動向を中心に整理してみた。

2. 引き下げ広がる各国法人税率

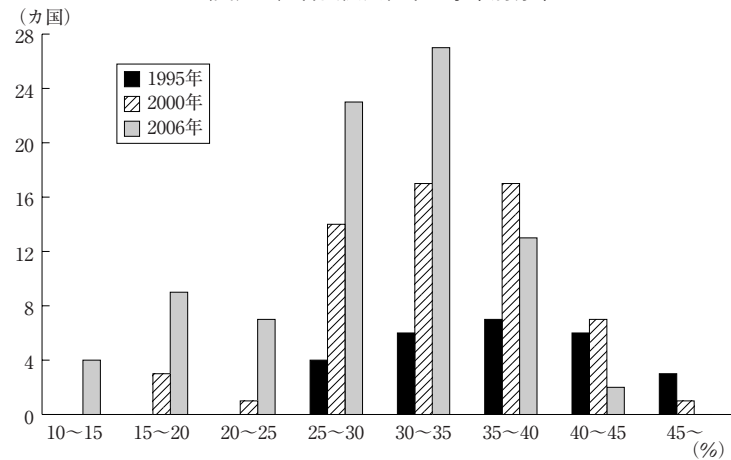
(イ) 法人税率の引き下げ競争はイギリスによって幕が切って落とされた。サッチャー政権は、1983年、それまで52%であった法人税率の段階的引き下げを決定し、83年に50%とした後、84年から3年にわたり毎年5%ずつ引き下げ、86年には35%と4年間で法人税率を17%引き下げることにした。次いで、86年にはアメリカが46%の連邦法人税率を34%に引き下げ、さらに90年代に入ると、北欧各国に法人税率引き下げの動きが広がった。まず91年にスウェーデンが、法人税率52%、さらに利潤配分税を加味した実効税率57%について、利潤配分税を廃止する一方、法人税率を大きく引き下げ、30%へほぼ半減させた。その後、北欧各国では毎年法人税率を引き下げる動きが続き、92年はノルウェーが50.8%から28%へ、93年はフィンランドが37%から25%へ、94年にはデンマークが50%から34%に引き下げた。

法人税率引き下げの動きは、90年代半ば以降、一段と広がった。先進各国で法人税率が相対的に高水準となって国内市場の魅力が後退する事態を回避するために税率引き下げの動きに追随する国が続出したからである。わが国でも国税の法人税率が98年度にそれまでの37.5%から34.5%へ、さらに99年度に30%へ引き下げられている。一方、途上国では、グローバル化が一層進展し、賃金や土地代、オフィス賃料など事業コストの低廉さに着目して途上国に進出する先進各国企業の動きが強まるなか、法人税率を引き下げ、それを梃子に外国企業の進出をさらに増やし成長ペースを加速させようとする動きが広がった。

(ロ) こうした90年代半ば以降の動きを全体として捉えるために、法人税率の国別分布をみた(図表1)。対象年は95年と2000年、2006年の3カ年とし、法人税率を5%刻みで分け、各税率区分に属する国の数を数えた。なお、算出ベースを揃えるために、大手会計会社KPMGが作成している93年から2006年までの各国法人税率調査にデータを依拠した。

これによると、まず95年時点では、35~40%と法人税率が30%台後半の国が7カ国

(図表 1) 各国法人税率の水準別分布



(資料) KPMG “Corporate Tax Rate Survey”

で最多であった。それ以下の区分をみると、30～35%と30%台前半まで引き下げている国が6カ国、さらに20%台後半まで引き下げた国も4カ国に上る一方、それ以上の区分をみると、40%台前半の国が6カ国、45%を上回る国も3カ国あり、30%台後半を中心に上下10%のレンジのなかにほぼ均衡した姿ですべての国が属していた。

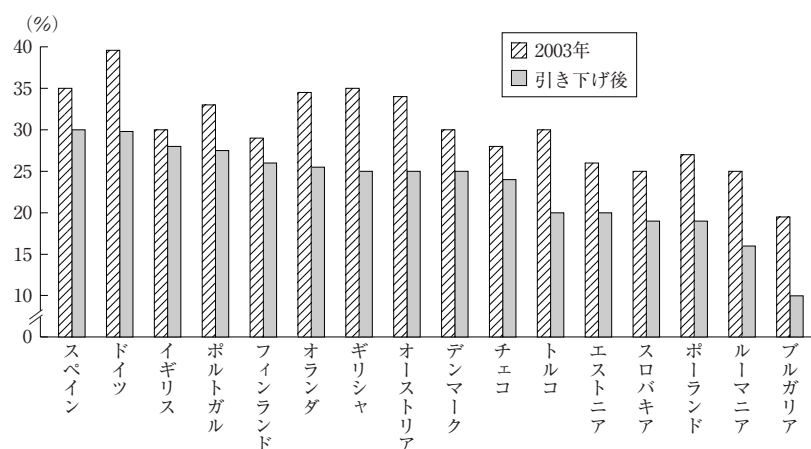
しかし、2000年になると、ピークの税率区分が下がったうえ、分布が低位に広がった。すなわち、30%台前半と30%台後半がそれぞれ17カ国ずつでピークを形成する一方、それを上回る40%台前半は7カ国、45%を上回る国は1カ国で合計8カ国にとどまるのに対して、それを下回る20%台後半は14カ国でピークの30%台前半や30%台後半に次いで多い。加えて、20%台前半が1カ国、10%台後半は3カ国あり、95年に比べて法人税率の分布が低い水準にシフトしながら、低位に広がった。

さらに2006年になると、そうした傾向が一層鮮明になっている。まずピークの税率区分は30%台前半で国数は27カ国に上り、次いで20%台後半が23カ国となり、30%前後の税率が多数派となった。一方、ピークを上回る30%台後半は13カ国、40%台前半は2カ国にとどまり、少数派である。それに対して、20%台前半は7カ国、10%台後半は9カ国、10%台前半も4カ国に上り、法人税率の分布が一層低い水準にシフトしながら、低位に広がる傾向が進んでいる。

そうしたなか、わが国をみると、95年は51.6%で、59%のドイツ、53.2%のイタリアに次いで高く、2000年も42%で、51.6%のドイツ、44.6%のカナダ、43%のパキスタンに次いで高い。さらに2006年では40.69%で、調査対象86カ国のなかで最も高い。わが国に次いで高い国は40%のアメリカで、日米2カ国だけが40%台の高負担国であり、その他の国々は途上国と先進国とを問わず、すべて30%台以下である。

(ハ) もっとも、KPMGの調査には、南アジアや中東諸国、また中南米諸国など、高度成長を遂げつつある途上国が含まれ、成長フェーズが異なるため、わが国とそのまま対比することが必ずしも適切でない国々もある。一方、欧州各国では過去数年来、さらに今後数年にわたって法人税率の引き下げが相次いで行われる見込みである。そこで、欧州諸国に焦点を絞り法人税率の推移をみた（図表2）。引き下げ後の水準別に、30%弱、25%前後、20%以下の3グループ別にみると次の通りである。

（図表2）近年の欧州各国の法人税率



（資料）KPMG “Corporate Tax Rate Survey” など

（注）各国法人税率引き下げ年は次の通り。

2004年	スロバキア ポーランド ポルトガル
2005年	ルーマニア チェコ (2%) ギリシャ (3%) フィンランド オーストリア
2006年	トルコ チェコ (2%) ギリシャ (3%) ルクセンブルク
2007年	ブルガリア デンマーク ギリシャ (4%) オランダ スペイン (2.5%)
2008年	イギリス ドイツ スペイン (2.5%)
2009年	エストニア (2005年 2%、2006～2009年は年 1%ずつ引き下げ)

まず30%弱の国々をみると、ドイツやイギリス、スペインといった数千万人の人口を擁する欧州主要国が並ぶ。スペインは35%の法人税率を2007年と2008年、それぞれ2.5%ずつ引き下げて30%にする計画である。一方、ドイツは2008年に25%の連邦法人税率を15%へ引き下げ、地方税と併せ実効税率を現在の39.9%から29.9%に改定する。イギリスも2008年から法人税率を30%から28%へ2%引き下げる。

次に25%前後をみると、ポルトガルやオランダ、フィンランドやデンマークの北欧諸国、オーストリアやチェコ、ギリシャの中東欧諸国と、いずれも中堅規模の国々である。まず2004年にポルトガルが33%から27.5%へ引き下げ、翌2005年にはフィンランドとオーストリアの2カ国がそれぞれ29%から26%へ、34%から25%へ引き下げた。チェコは2005年と2006年それぞれ2%ずつ引き下げて28%から24%とする一方、ギリ

シャは2005年から2007年まで3年をかけて35%から段階的に25%に引き下げる。こうした動きに今年2007年にはデンマークとオランダが追随し、デンマークは30%から25%へ、オランダも34.5%から25.5%に引き下げる。

最後に20%以下をみると、いずれもEUに新たに加盟した国および加盟候補国である。まず2004年5月に加盟したポーランド、スロバキア、エストニアの3カ国についてみると、ポーランドとスロバキアの2カ国は加盟時期に合わせて引き下げを実施しており、ポーランドは27%から19%へ、スロバキアは25%から19%へ改定した。一方、エストニアは26%の税率を2005年から年1%ずつ引き下げて2009年に20%とする計画である。次に2007年1月に加盟したルーマニアとブルガリアでは、ルーマニアは加盟以前の2005年に25%から16%に引き下げたのに対して、ブルガリアは2007年の加盟に合わせて19.5%から各国のなかでも際立って低い10%に改めた。また、加盟候補国であるトルコは2006年に30%から20%に引き下げている。

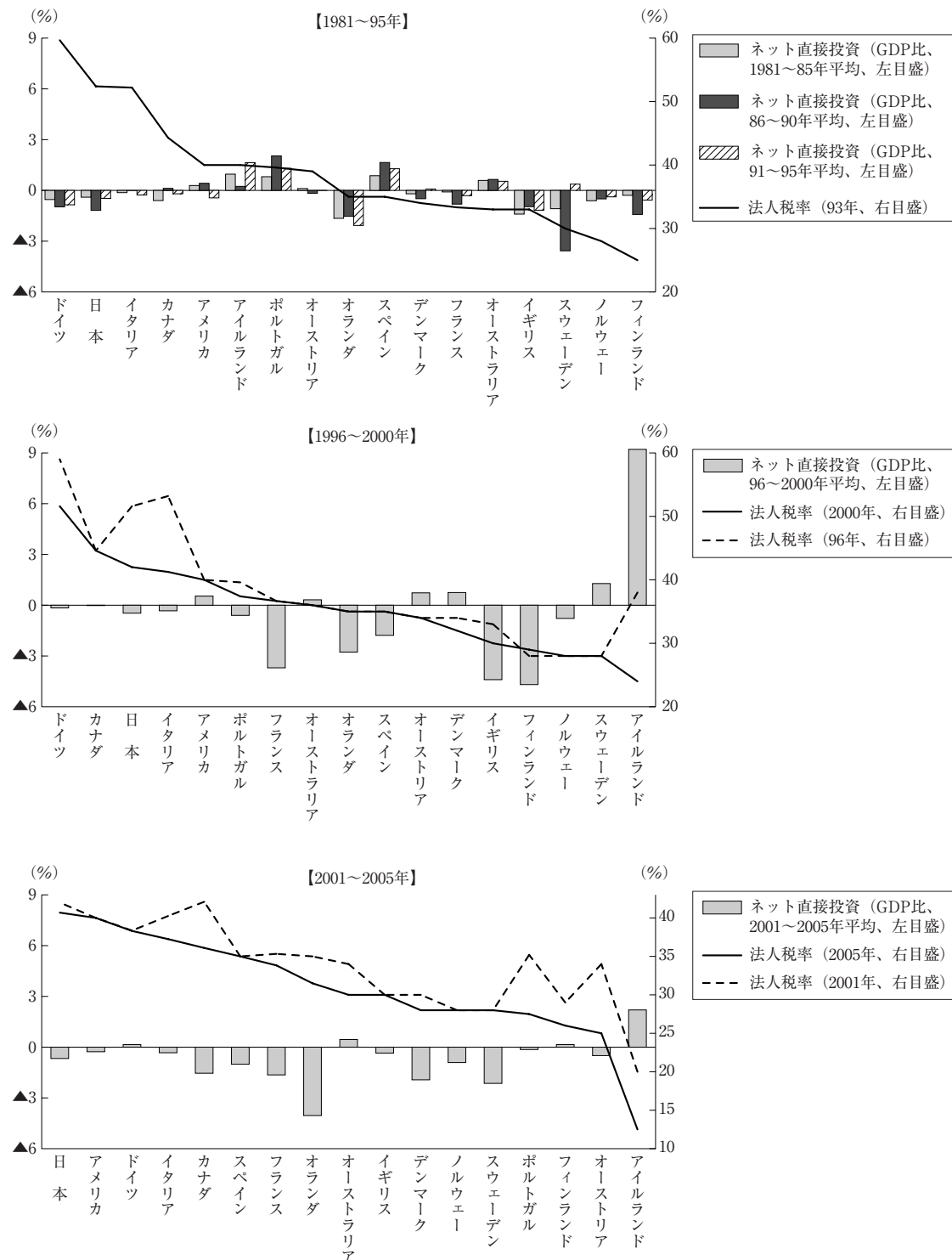
(二) これらを総合してみると、次の点が指摘できよう。まず、EUの拡大に伴って新たに加盟した国々が外資の導入に向けて積極的に法人税率を引き下げたことが、近年の欧州圏における法人税率低下の起点となったことである。それに対して、EU旧加盟諸国サイドをみると、法人税率の引き下げを行う国の大半が今年からである。加えて、引き下げ後の税率水準もオランダやデンマークなど中堅諸国が25%前後、ドイツやイギリスなど主要各国が30%弱と新規加盟各国を大きく上回っている。これらの点を踏まえてみると、旧加盟各国の法人税率引き下げは、積極的に外資誘致を目指したものというよりも、むしろ新規加盟諸国など国外へ企業が流出する動きに歯止めを掛けようとする防衛的な色彩が濃厚である可能性が大きい。

3. 各国法人税率引き下げの経緯とわが国への示唆

(イ) このように法人税率の引き下げには、いわば、外資誘致を梃子に経済発展を目指す新興諸国などの国々と、企業流出の深刻化を回避し成長力の確保を図ろうとする先進各国との相克といった図式が看取される。それでは、今日まで法人税率の引き下げが現実に内外資本の国内市場への誘致にどれほどの役割を果たしてきたか。わが国との対比という視点から先進各国を対象に、法人税率とネット直接投資についてこの点をチェックしてみた(図表3)。なお、観察する期間は、イギリスが法人税率の引き下げに踏み切った80年代前半から2005年までのやや長いスパンとし、5年ごとにくくってみた。直接投資はネットベースとし、各国間の経済規模を調整する観点からGDP比とした。

まず90年代半ばまでの推移をみると、総じて直接投資の規模は各国GDP比でみて1%前後にとどまっていたうえ、規模の変動も小さかった。例外としてスウェーデン

(図表3) 法人税率とネット直接投資の推移



(資料) KPMG "Corporate Tax Rate Survey", IMF "International Financial Statistics"

が挙げられよう。同国の直接投資は、85～90年にはGDP比3.6%と大幅な流出超過となっていたが、91～95年には逆に0.4%とわずかながら流入超過に転じており、91年に断行された57%から30%への大幅な法人税率引き下げが寄与した模様である。なお、そうした観点からみると、93年に37%から25%へ法人税率を引き下げたフィンランドでは、直接投資の流出超過幅が80年代後半のGDP比1.4%から90年代前半には0.6%へ縮小する一方、94年に50%から34%に引き下げたデンマークでも0.5%の流出超過から0.1%の流入超過に転じている。また、法人税率の水準と直接投資の関係をみると、ドイツや日本、イタリアなど、法人税率が50%を上回る国々と、40%を下回るアイルランドやポルトガル、スペインとを対比すれば、法人税率の高い国から資本が流出し、低い国に資本が流入する傾向をみて取ることができる。しかし、そうした関係が主要各国全体にわたって成り立っていたわけではない。35%のオランダや33.33%のフランス、さらに30%のスウェーデンや28%のノルウェー、25%のフィンランドなどでは、相対的に低い法人税率のもと、資本が流出していた。

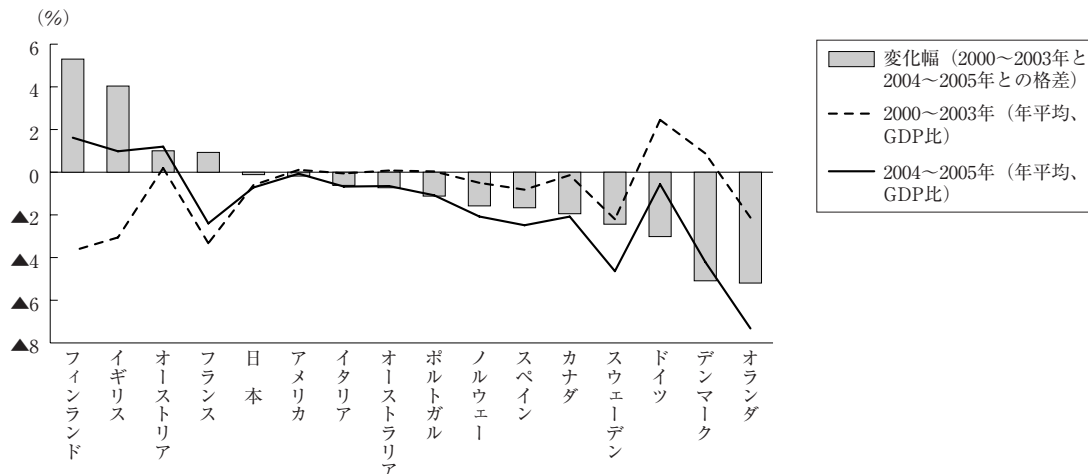
次に90年代半ば以降の局面をみると、まず投資規模がそれ以前と様変わりになったものとなっている。すなわち、一部には依然としてGDP比1%前後の国もあるものの、3～5%規模に上る国や10%近くに達する国が登場した。もっとも、資本流出と流入に分けてみると、大半の国で資本が流出しているうえ、90年代後半から2000年代前半に入って資本の流出傾向が強まった。すなわち、まず資本が流入した国の数をみると、対象とした主要17カ国のなかで、90年代後半が6カ国であったのに対して、2000年代前半には4カ国に減少した。加えて資本流入の規模をみると、90年代後半では最大がアイルランドの9.2%であり、同国以外ではスウェーデン1.3%、デンマーク0.8%、オーストリア0.7%など、GDP比1%前後であったのに対して、2000年代前半になると、アイルランドが2.2%へ大幅に減少したうえ、その他の資本流入国でも、ドイツとフィンランドがGDP比0.2%、オーストラリアも0.5%とわずかなプラスとなった。仮にこれら3カ国を流出入ほぼ均衡として除外すれば、2000年代前半の資本流入国はアイルランド1カ国だけになる。

(ロ) このように先進各国で近年、資本流出傾向が一段と強まってきた背景には、様々な要因が指摘されよう。すなわち、中国やインド、あるいは中南米諸国や南アフリカなど、ハイペースで成長を続ける途上国が台頭するなか、先進各国から生産拠点の移転や販売網の整備など、直接投資が盛り上がった。また、そうした国々を含め世界経済の成長ペースが加速するなか、原油や鉄鉱石をはじめ資源価格が上昇し、資源国への投資が増えている。さらに、欧州各国に即してみれば、積極的な外資誘致政策のもと、EUへ新たに加盟した中東欧諸国への投資が増加した、などである。

そこで改めて、2000年代前半期をポーランドやチェコをはじめ中東欧10カ国が新た

に加盟した2004年以後とそれ以前の二つの局面に分けてネット直接投資の推移をみると、2004年以降、資本流出が深刻化した国で、近年、あるいは今後数年の間に法人税率の大幅な引き下げが行われる傾向が看取される（図表4）。すなわち、2000～2003年と2004～2005年の直接投資とその変化幅をGDP比でみると、まずマイナスが最大となった国は▲2.1%から▲7.3%へ資本流出が▲5.2%ポイント拡大したオランダである。そうしたなか、同国の法人税率は今年、34.5%から25.5%へ9%ポイント引き下げられる。次いでマイナス幅が大きい国はデンマークである。0.9%の資本流入から▲4.2%の資本流出に転じ、マイナス幅はオランダに比肩する▲5.1%に達している。デンマークでは、オランダと同様に今年、30%から25%へ法人税率が5%ポイント引き下げられる。第3位はドイツで、2.4%の資本流入から一転して▲0.6%の資本流出に陥った。ドイツでは来年、連邦法人税率が25%から15%へ10%ポイント引き下げられる。第4位のスウェーデン、第5位のカナダでは法人税率の引き下げは行われないものの、第6位のスペインでは、▲0.8%から▲2.5%へ資本流出がGDP比▲1.7%ポイント拡大した。同国では35%の法人税率が2007年と2008年、それぞれ2.5%ずつ引き下げられ、30%になる。

（図表4）近年の主要各国のネット直接投資



（資料）KPMG “Corporate Tax Rate Survey”, IMF “International Financial Statistics”

なお、これら4カ国以外で近年、あるいは今後数年の間に法人税率の引き下げが行われるヨーロッパの国は、中東欧諸国を除くと、2004年に33%から27.5%に引き下げたポルトガル、2005年に29%から26%に引き下げたフィンランド、来年に30%から28%へ引き下げるイギリス、の3カ国である。2004～2005年のネット直接投資規模をみると、ポルトガルではGDP比で▲1.1%の資本が流出し、その抑制が課題となって

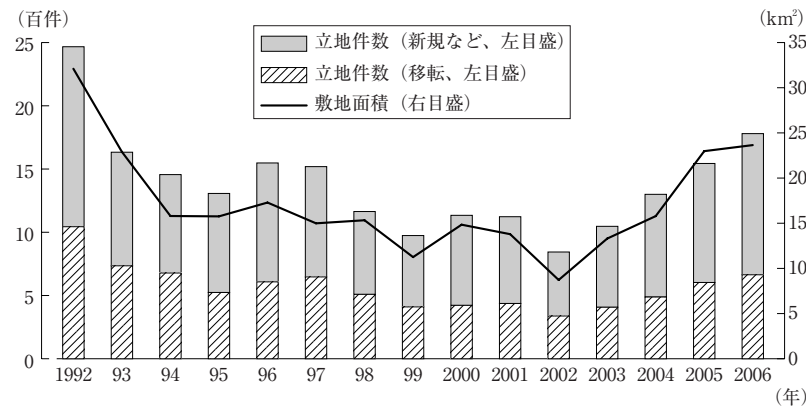
いたのに対して、イギリスはGDP比1.0%、さらにフィンランドでは1.6%の資本が逆に流入していた。2000～2003年ではイギリス、フィンランドとも3%規模で資本が流出していただに、その危機感の残影から法人税が引き下げられた側面も否定できない。しかし、現実には近年、資本流入に転じていたことに加えて、引き下げ時期がフィンランドは2005年、イギリスは2008年と資本が流出した時期から大きく遅れている。こうした点を加味してみれば、イギリスやフィンランドの法人税率引き下げは、他の欧州先進各国と異なり、国外への資本流出を防ぐだけにとどまらず、積極的に国内への資本流入を促す戦略的色彩や今後のさらなる引き下げ競争を睨んだ予防的措置の様相を帯びているとみることもできよう。

(ハ) 上記の通り、先進各国では90年代半ば以降、資本の流出傾向が強まった。しかし、直接投資の動向と法人税率の水準とを重ね合わせてみると、法人税率が相対的に高い国で大規模な資本の流出が発生し、逆に法人税率が相対的に低い国で資本の流出規模が小さい、あるいは資本が流入するという関係性は必ずしも看取されない（前出図表3）。典型例が日米独伊加の主要先進5カ国である。5カ国は、時期によって順位が若干異なり、また、各国の動きに追従して法人税率を次第に引き下げてきたものの、90年代に入って海外企業の国内誘致に向けた法人税率引き下げ競争が国際規模で激化するなか、先進各国のなかで最も法人税率の高い上位1～5位を独占してきた。しかし、直接投資の動向をみると、どちらかといえば流出傾向に傾いているとはいえ、オランダやスペインなど、その他の先進各国に比べてみれば資本流出の規模は総じて小さく、深刻な企業逃避の問題に直面する事態は回避されている。こうした経緯に即してみれば、わが国としても、単に世界屈指の高さであるからといって、今後、法人税率の引き下げを拙速に行う必要性は小さいのではないかとの見方もあり得よう。

さらに近年のわが国を振り返ってみると、設備投資の国内回帰現象が強まっており、そうした見方の正しさが一層裏打ちされているようにもみえる。すなわち、国内工場立地件数は、バブル崩壊以降、設備投資が冷え込み、さらに中国をはじめとする途上国経済の急速な台頭を映じて生産拠点の海外シフトが盛り上がるなか、93年以降、趨勢的に減少してきたが、2002年の844件をボトムに増勢へ転じ、2006年には1,780件に達している（図表5）。これは93年の1,633件を上回り、バブル期以来の水準である。さらに、その内訳を移転による工場立地と新規の工場立地に分けてみると、近年の増加は新規の工場立地が中心となっており、国内回帰の動きの力強さを窺わせる結果となっている。

(ニ) しかし、日米独伊加5カ国のうち、ドイツについてみれば、近年、資本流出傾向が加速している一方、わが国でも内外資本の動向を全体としてみると、そうした見

(図表5) わが国国内工場立地件数の推移

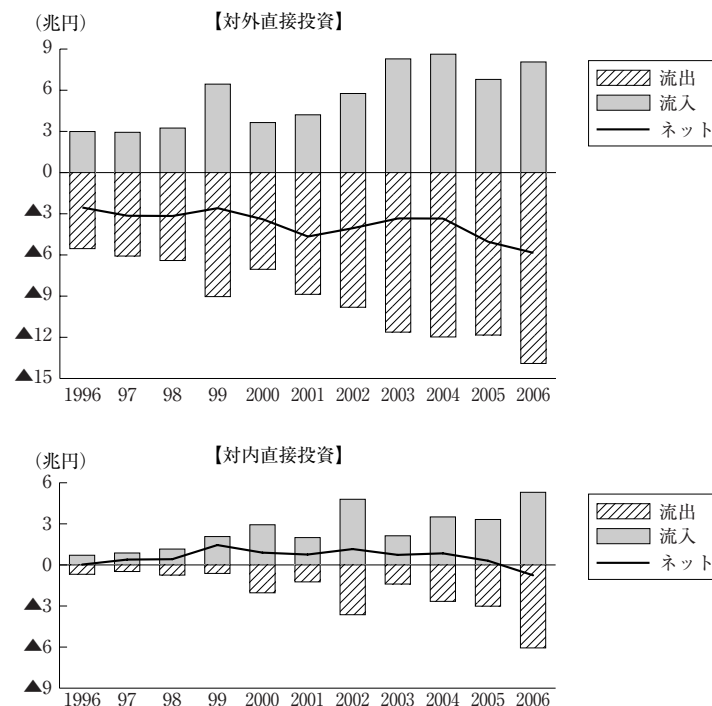


(資料) 経済産業省「工場立地動向調査」

方は必ずしも正しくない。

まず直接投資についてみると、内外資本いずれも国内市場から海外市場へシフトする兆しがみられる(図表6)。すなわち、国内資本の対外投資は2001年の4.7兆円から次第に減少して2004年には3.3兆円となったものの、2005年から再び増勢に転じ、2006年には5.8兆円と過去最大となった。これは、国内回帰の動きが頭打ちとなるなか、海外への流出傾向が強まった結果である。一方、外国資本の対内投資についてみ

(図表6) わが国の対外対内直接投資の推移



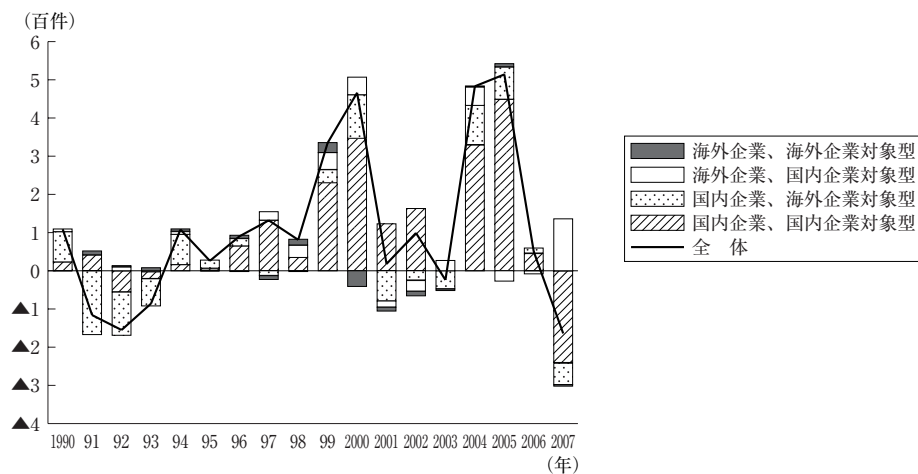
(資料) 日本銀行「国際収支統計」

ると、ネットベースでわずかながらも長らく国内への資本流入が維持されてきたが、2002年の1.2兆円をピークに次第に減り、2006年には0.8兆円の流出に転じた。これは、国内への資本流入も増加したものの、それを上回って資本流出が増加した結果である。それらの結果、わが国の対外対内直接投資は、従来、全体で3兆円前後の流出超過で推移してきたが、2005年に4.7兆円、2006年には6.6兆円へと近年流出傾向に拍車が掛かっている。冒頭に概観した通り、政府は外国企業の対日投資を成長戦略の主要な柱と位置付けている。しかし、近年の動きに即してみる限り、成長力強化を期待するどころか、逆に内外資本の流出増加による成長力の減退を懸念すべき状況に近づいている公算が大きい。

(ホ) さらに本年に入り、わが国のM&Aに従来と異なる動きがみられる(図表7)。すなわち、これまでわが国では国内企業が主体となり国内企業および外国企業に対して買収や資本参加などを行うケースが大半を占め、近年の大幅なM&Aの増加を牽引してきた。しかし、2007年1～3月期についてみると、国内企業主体型は大きく落ち込み、逆に外国企業が国内企業を買収したり、資本参加するスタイルのM&Aが急伸している。仮にそれによって、工場や研究所が新設されたり、販売網が整備・強化されるなど、外国企業による対日投資が増加するのであれば、近年の対日直接投資の減少に歯止めを掛けるメリットが期待できる。しかし、外国企業を主体とするM&Aの増加が直に対内直接投資の増加に連動するか否かは不透明であり、逆に海外への資本流出を招来する可能性も否定できない。

そうした事例としてしばしば引用されるのが大手スウェーデン企業の動きである

(図表7) わが国M&Aの推移(前年差)



(資料) レコフ「MARR」

(注) 2007年は1～3月期の年率換算値。

(図表8)。すなわち、スウェーデン国内から欧州各国、さらにアメリカやアジアへ事業が拡大し、さらに経済のグローバル化が進行するなか、生産拠点の海外シフトにとどまらず、持ち株会社や統括組織を国外に移したり、海外有力企業との合併を機に本社を海外に移す動きが広がった。その背景には、有力金融市場へのアクセスの良さや有能な人材を容易に調達できることに加え、海外事業利益や個人所得に対する納税負担の軽さ、法人税率の安さなど、租税要因も重視された模様である。

著名なケースを幾つか拾ってみると、次の通りである。まず81年には、飲料用包装材料大手のテトラパック社がスイスのローザンヌに国際持ち株会社を置いて本社機能を

(図表8) スウェーデン企業の主な海外流出例

年	社名	実施内容	備考
1981年	テトラパック社 (包装材)	本社移転 スイス	
82年	イケア社 (家具販売)	本社移転 オランダ	
88年	アセア社 (重電)	合併 本社：スイス	新社名 アセアブラウンボベリ社
94年	ノーベル社 (化学)	合併 本社：オランダ	新社名 アクゾノーベル社
95年	ファーマシア社 (製薬)	合併 本社：アメリカ	新社名 ファーマシア&アップジョン社
98年	ストラ社 (製紙)	合併 本社：フィンランド	新社名 ストラエンソ社
99年	アストラ社 (医薬品)	合併 本社：イギリス	新社名 アストラゼネカ社

移転させ、82年には家具販売大手のイケア社がオランダのライデンに本社を移している。その後、合併を機に本社をスウェーデン国外に移動させる動きが次第に広がり、88年には重電機メーカーのアセア社がスイスのブラウンボベリ社と合併してアセアブラウンボベリ社となって本社をスイスのチューリッヒに置いた。94年には化学メーカーのノーベル社がオランダのアクゾ社と合併して世界最大の塗料メーカー、アクゾノーベル社となり、本社をオランダのアーヘンに移し、翌年の95年には製薬企業のファーマシア社がアメリカのアップジョン社と合併してファーマシア&アップジョン社となり、本社をニュージャージー州ブリッジウォーターとしている。さらに98年には製紙メーカーのストラ社がフィンランドのエンソ社と合併して欧州最大手のストラエンソ社を誕生させて本社をフィンランドのヘルシンキへと隣国に移し、翌年の99年には医薬品メーカーのアストラ社がイギリスのゼネカ社と合併してアストラゼネカ社となって本社をロンドンに置いている。

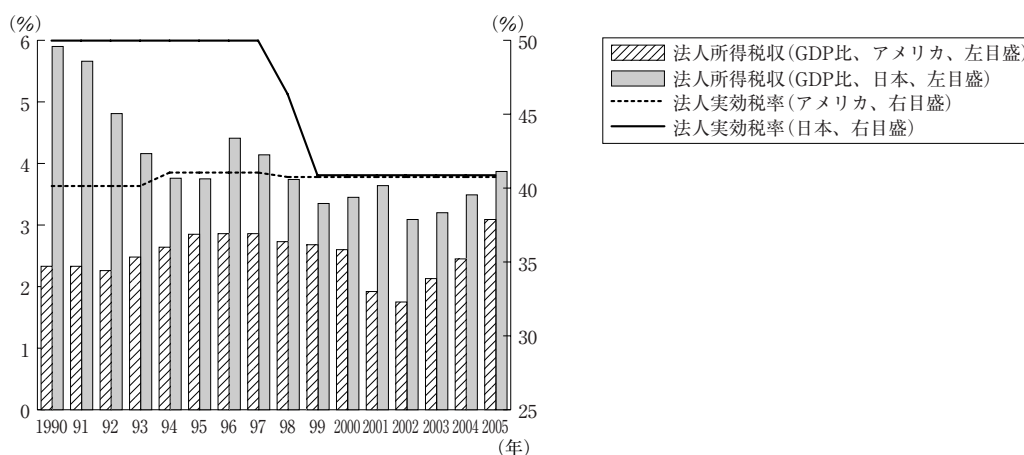
4. アメリカ法人税率の動向とわが国への示唆

(イ) ドイツでは、資本流出傾向が加速するなか、連邦法人税率が2008年に25%から15%に引き下げられる。もっとも、それはEU拡大に伴う市場統合の影響が大きいいため、わが国を同列に論ずるのは当を得ないという考え方もあり得よう。そのなかには、アメリカでは、実効法人税率がわが国とほぼ同水準の40.75%と諸外国を上回る高さにあるものの、2004～2005年でもネットベースで内外資本の流出と流入がほぼ均衡するなか、底堅い経済成長を持続している点に焦点を当て、それを一つの論拠にわが国が法人税率を早急に引き下げる必要性は必ずしも大きくないという見方を示す向きもある。

しかし、こうした見方は必ずしも正しくない。まず第1に、実効税率でみれば日米はほぼ同水準とされるものの、法人所得税負担の規模は必ずしも同様でないことである。この点をチェックするために、法人所得税額の規模をGDP比に直すことで日米両国の計数のベースを揃え対比してみた(図表9)。それによると、わが国が法人税率を引き下げて日米両国の実効税率がほぼ同様となった99年以降の推移をみても、景気の繁閑によって企業収益が変動する結果、年によって若干の変化はみられるものの、アメリカの法人税負担はわが国の5割から8割にとどまり、わが国を大きく下回る。

ちなみに、上記の主要5カ国、すなわち、90年代入り後、激化する法人税率引き下げ競争のなか先進各国のなかで最も法人税率の高い上位1～5位を維持してきた日米独伊加について、改めて近年の法人所得税額をGDP比でみても、わが国の負担規模が際立って大きい。すなわち、OECD調査によると、2004年時点で、ドイツ1.6%、アメリカ2.2%、イタリア2.8%、カナダ3.4%に対して、わが国は3.8%に上る。

(図表9) 日米の法人所得税収と法人実効税率の推移



(資料) OECD “National Accounts” など

(ロ) 第2にアメリカの実効税率40.75%はカリフォルニア州をベースに計算されているため、全米平均からみると上振れている可能性があることである。そこでまず、本年初時点での各州の法人所得税率をみると、州によって大きく異なっていることが分かる(図表10)。すなわち、①ネバダ州やワシントン州をはじめ法人所得税制が存在しない州がある一方、②ペンシルベニア州やミネソタ州など企業規模を問わず単一税率を課す州、③アイオワ州やアラスカ州など所得水準に応じて税率が変化する複数税率の州、と三つのタイプに大別される。さらに、単一税率制を採る州をみると、税率

(図表10) アメリカ各州の法人税率(2007年初)

(%, 千ドル)

	税 率		所得区分		ブラケット数
	最低	最高	最低	最高	
【複数税率州】					
アイオワ	6	12	25	250	4
アラスカ	1	9.4	10	90	10
メイン	3.5	8.93	25	250	4
バーモント	6	8.5	10	250	3
オハイオ	5.1	8.5	50	-----	2
ルイジアナ	4	8	25	200	5
ネブラスカ	5.58	7.81	50	-----	2
ニューメキシコ	4.8	7.6	500	1,000	3
ケンタッキー	4	7	50	100	3
ノースダコタ	2.6	7	3	30	5
アーカンソー	1	6.5	3	100	6
ハワイ	4.4	6.4	25	100	3
ミシシッピ	3	5	5	10	3
【単一税率州】					
(%)					
ペンシルベニア	9.99		メリーランド		7
ワシントンDC	9.975		アリゾナ		6.968
ミネソタ	9.8		ノースカロライナ		6.9
マサチューセッツ	9.5		モンタナ		6.75
ニュージャージー	9		オレゴン		6.6
ロードアイランド	9		アラバマ		6.5
カリフォルニア	8.84		テネシー		6.5
ウェストバージニア	8.75		ミズーリ		6.25
デラウェア	8.7		ジョージア		6
インディアナ	8.5		オクラホマ		6
ニューハンプシャー	8.5		バージニア		6
ウィスコンシン	7.9		フロリダ		5.5
アイダホ	7.6		サウスカロライナ		5
コネチカット	7.5		ユタ		5
ニューヨーク	7.5		コロラド		4.63
イリノイ	7.3		カンザス		4

《参考》 個人・法人所得・消費税制のない州

	所得税制		消費税制
	個人	法人	
アラスカ	×		×
フロリダ	×		
ネバダ	×	×	
サウスダコタ	×	×	
ニューハンプシャー	×		×
テネシー	×		
テキサス	×		
ワシントン	×	×	
ワイオミング	×	×	

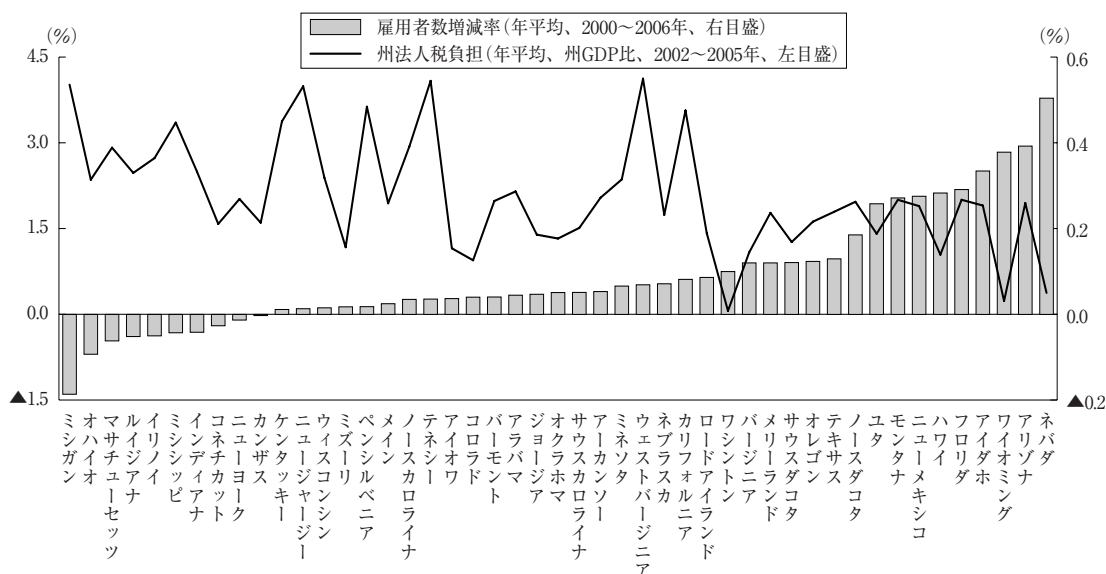
(資料) US FTA “State Corporate Income Tax Rates Table”

(注) ニューハンプシャー州とテネシー州は個人の配当・利子課税あり。

が最も高いペンシルベニア州の9.99%に対して、最も低いカンザス州は4%であり、大きなギャップがある。また、複数税率を課す州をみても、税率が最も高いアイオワ州の12%から最も低いアラスカ州やアーカンソー州の1%まで大きな開きがあるうえ、課税所得区分をみると、最も多いアラスカ州の10ブラケットから最も少ないオハイオ州の2ブラケットまで様々である。そうしたなか、カリフォルニア州の税率は8.84%であり、単一税率州のなかで上位6位に位置する一方、複数税率州をみても、最高税率が同州を大きく上回る州は12%のアイオワ州と9.4%のアラスカ州の2州に過ぎない。

加えて、各州政府は、州外さらに海外から有力企業を誘致し、州内経済の活性化や新たな雇用の創出を実現するために、進出企業に対して法人税の減免を認めるなど、優遇税制を講じているため、各州法人税制は複雑を極める。そのため、実際の納税負担は税率水準だけでは決まらないし、そもそも複数税率州と単一税率州の負担の違いを一律に税率だけで比較することは難しい。そこで、実際に納付された税負担を州別GDP比に直すことでベースを揃え、さらに各州政府の政策意図がどれだけ実現されているかという観点から、2000年から直近の2006年までの雇用者数増減率を重ね合わせて対比してみた（図表11）。なお、税負担として法人所得税だけでなく、ライセンス税も法人事業活動に伴って賦課されることから同税も合算して計算した。もっとも、ライセンス税収のデータ採取の制約から対象期間を2002年から直近の2005年までとしている。加えて、全米の多くの企業が本拠地として登記するデラウェア州ではライセンス税収が他州を大きく上回る一方、消費税が存在しないニューハンプシャー州では

（図表11）アメリカ各州の法人税負担と雇用者数増減率



（資料）US Dept. of Labor “Employment & Earnings” など

（注）対象は法人所得税とライセンス税。

州際に多くのモールや小売店が立地し、州外から消費者が多数来訪する結果、各州平均に比べて法人税収が上振れやすく、さらにアラスカ州では近年の原油価格高騰に伴って法人税収が極めて好調であり、いずれも他州との単純な比較が困難なことから、これら3州は除外した。

それによると、まずカリフォルニア州の法人税負担は0.47%であり、全米で上位6位に位置する。デラウェア州とニューハンプシャー州、アラスカ州の3州を含めてみても全米平均は0.33%とカリフォルニア州を大きく下回っており、同州をベースにした法人実効税率は少なくとも全米平均を上回っている可能性が大きい。

一方、雇用者数の増減と州法人税負担との関係を見ると、すべての州に当てはまるわけではないものの、総じてみれば雇用者数が年平均3.8%増加したネバダ州をはじめ、2.9%増のアリゾナ州、2.8%増のワイオミング州、2.5%増のアイダホ州など、雇用者増加上位州では州の法人税負担が相対的に軽く、逆に税負担の重い州では雇用者数が伸び悩んだり、減少している傾向が看取される。雇用者数の増加率が全米第5位のフロリダ州は、州の法人税負担は0.26%と全米平均を若干下回るのにとどまり、際立って軽い州ではないものの、州個人所得税が賦課されないことが企業を引き付ける魅力の一つとなっている。

さらに各州の法人税率を2000年初と2007年初で対比してみると、最も大幅に引き下げた州はカンザス州で7.35%から4%、次いでコネチカット州が10.5%から7.5%に引き下げており、それらを筆頭に合計九つの州が法人税率の引き下げを行った。それら9州について2000～2006年の雇用者数の推移をみると、コネチカット州の▲0.2%やニューヨーク州の▲0.1%、カンザス州の▲0.02%をはじめとして総じて減少か頭打ちとなっている。こうした動きを加味してみると、今日、アメリカでは地域経済の活性化に向け、どれだけサービス供給体制のスリム化を図り、財政悪化を回避しながら法人税負担の軽減を実現できるかという州政府間競争が展開されているといえよう。

5. 今後の課題

(イ) 以上を総括してみれば、税率の高さ、あるいは納税負担の大きさからみて、今日、わが国の法人税は世界各国のなかで際立って重い。なお、主要各国のなかでフランスでは法人税率の引き下げが予定されていないものの、実効税率はすでに33.33%まで引き下げられており、わが国を大きく下回る。加えて、シラク前大統領は、周辺各国を上回る法人税率は企業の競争力維持にマイナスとして今後5年の間に20%へ引き下げるべく検討すると表明しており、仮にフランスの引き下げが実現すると、各国とわが国とのギャップは一段と拡がることになる。

そうした情勢下、わが国に対する内外企業の直接投資動向をみると、近年、国内企業の海外流出傾向が再び強まっているうえ、外国企業サイドでは、資本流入が細る一

方、資本流出が加速した結果、全体としてみると直接投資の流出幅が従来の3兆円規模から2006年には6.6兆円へ、ここ数年の間に急速に拡大している。一方、わが国企業の動向をみると、BRICsをはじめ海外経済の飛躍的成長を捉えるべく海外での事業活動に一層拍車が掛かり、相対的に国内市場の重要性が次第に後退する傾向が強まっている。さらに、法制度の整備が進むなか、わが国でもM&Aをはじめ企業の合従連衡の動きが内外企業の垣根を越えて一段と活発化してきた。

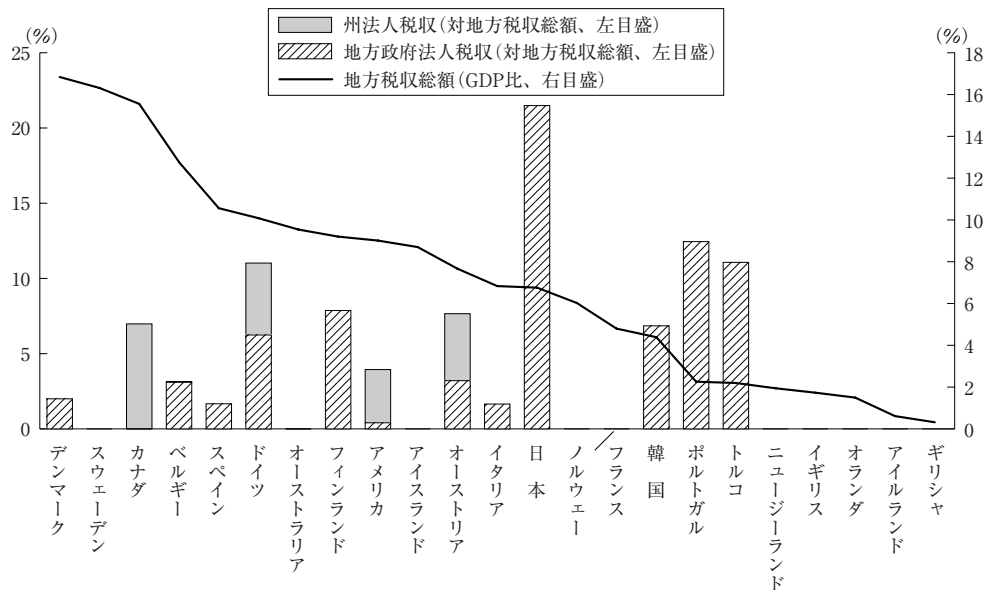
今後を展望すれば、それらの動きはますます強まり、より良い事業環境を求めてグローバルな視点から最適立地を目指す動きがわが国でも広がっていく。そうしたなか、際立って高い法人税率は国内への資本流入を阻害する一方、海外への資本流出を加速させ、国内雇用の喪失や競争力の低下など、深刻なマイナス影響を及ぼす懸念が大きい。このようにみると、わが国法人実効税率を少なくとも2008年以降のドイツやイギリスを目処に30%弱の水準まで引き下げることが喫緊の課題といえよう。なお、アメリカの法人実効税率は40.75%であるものの、GDP比でみた納税負担がわが国の5～8割である点に照らせば、少なくともわが国法人税率を2割以上引き下げることがあると言え、今日のわが国法人実効税率40.87%を2割引き下げると32～33%になる。

(ロ) もっとも、法人税収は大きな財源である。2005年度では国税ベースで12兆円、地方税で8兆円、合計20兆円に上る。そのため、法人税率を大幅に引き下げれば数兆円規模で歳入が減る。実効税率を現行の40.87%から30%へ4分の3にすれば、減収額は5兆円規模に及ぶことになる。厳しい財政状況の克服に向け歳出歳入の一体改革が進められているなか、それほど大幅な法人税率の引き下げは非現実的との批判もある。

しかし、現下の財政状況に配慮し、法人税率の引き下げを先送りする対応は、内外資本の海外流出を招来し、深刻な打撃をわが国経済に及ぼす懸念が大きい点を踏まえてみれば、近視眼的との謗りを免れまい。むしろ法人税率の引き下げを当為としたうえで、さらなる歳出の切り込みや歳入面での工夫や制度改正など、新たな歳出歳入の一体改革にゼロベースで改めて取り組む姿勢が求められるのではない。

さらに税収規模の大きさだけでなく、地方税収での役割の見直しという観点も必要である。そもそもわが国では、応益課税という視点に加え、規模の大きい地方財政を支える主要な柱となる財源の一つとして法人課税が必要との見方も根強い。そこでOECD加盟各国のうち主な国23カ国と対比してみた(図表12)。まず、GDP比で地方税収の規模をみると、わが国は6.8%でイタリアと並んでほぼ中位に位置しており、この点に着目すれば、必ずしも大きな税源が不可欠とはいえない。なお、最大は16.8%のデンマークであり、その規模はわが国の2.5倍に及ぶ。

(図表12) 主要各国の地方法人税が地方税収に占めるシェアと地方税収規模 (2004年)



(資料) OECD "Revenue Statistics 2006"

(注) 地方税収総額は、州政府、地方政府合算。

次に法人税収が地方税収に占めるシェアをみると、総じてシェアは小さいうえ、地方政府が法人税を徴収しない国もイギリスやフランスをはじめ10カ国に及ぶ。諸外国のうち地方政府が法人税を徴収する国々についてそのシェアをみると、最もシェアが大きい国は12%のポルトガル、次いでドイツとトルコが11%、さらにフィンランドやオーストリアが8%である。一方、イタリアやスペイン、デンマークは1%、ベルギーやアメリカは3~4%など、わずかなシェアにとどまる国も少なくない。そうしたなか、わが国は21.5%と際立って高く、諸外国と大きく異なる。

これは、諸外国では法人税を国税とするケースが支配的なためである。その背景には、法人税は本社所在地で納税される結果、都市圏に集中しやすく地域間の税収格差を増幅する傾向が強いため、地方税に馴染まないという考え方がある。わが国でも地方分権の推進に伴って地方への税源移譲が進められる一方、都市圏への集中傾向が一段と深刻化するなか、現在の地方法人税制を維持する限り、税収偏在の問題を克服することは難しい。地方税収の柱という法人税収の位置付けを是正するためにも、また、法人税率引き下げを前提としたニュー歳出歳入の一体改革を断行するためにも、税体系全体にわたる抜本的な見直しは焦眉の急である。

(2007. 5. 18)